

事 務 連 絡
令和8年8月3日

都道府県旅行業担当課 御中

観光庁参事官（旅行振興）

「南極地域の環境の保護に関する法律」の改正に伴う
確認申請等の手続に関する説明会の開催について
(周知依頼)

標記の件について、環境省より別添のとおり周知依頼がまいりました。

令和8年6月30日に、「南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の一部規定が施行されました。これに伴い、南極大陸に上陸しない観光活動及び科学的調査活動を実施しようとする事業者についても、「南極地域の環境の保護に関する法律」に基づき、新たに確認申請等の手続が必要となりました。

また、南極地域において外国の事業者が実施する観光活動又は科学的調査活動に参加する場合にも、従前のとおり、環境大臣への事前の届出が必要です。

改正法の施行を契機として、環境省においては、これら確認申請等の手続に関する説明会を開催します。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対して、上記及び別紙の内容をご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

■添付資料

（別添）南極地域の環境の保護に関する法律の改正に伴う確認申請等の手続に関する説明会の開催について（旅行業界への周知依頼）

（別紙）「南極地域の環境の保護に関する法律」に基づく確認申請等の手続に関する説明会